

# 東京都精神障害者共同ホーム連絡会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、東京都精神障害者共同ホーム連絡会と称する。

### 第2条 (事務局)

本会の事務局を諏訪ハウス内（新宿区高田馬場 1-15-6）におく。

### 第3条 (目的)

本会は精神障害者の社会参加の促進をめざし、地域サポートシステムとしての住居提供プログラムの、より有効な実践の推進を目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

#### 1 定例会議の開催（各月開催）

- ・ 日常の実践についての情報交換・利用者への支援の仕方などについての検討
- ・ 運営上の課題についての協議

#### 2 東京都精神保健福祉民間団体協議会（都精民協）への参加

#### 3 地域生活のサポートシステムの充実のための要望、提言

#### 4 ニュースレターの発行

#### 5 調査研究活動

#### 6 研修事業

#### 7 東京都社会福祉協議会精神保健部会活動への参加

#### 8 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員及び会費

### 第5条 (会員)

1 本会は、東京都内において精神障害者の住居提供および支援を実施している事業所を正会員とする。

2 会員は、入会申し込み手続きを経て会費を納める。各ホームの担当者は、共同ホーム連絡会活動に参加することができる。

3 精神障害者の住居提供および支援を準備中の団体・個人、及び、本会の目的に賛同し、会員の了承を得た団体・個人は準会員になることができる。尚、公的施設についてはオブザーバー参加とする。

### 第6条 (会費)

本会の会費は、年会費制とし、1 事業所につき 3, 000 円、また準会員は 3, 000 円とする。

(ただし、前記会費は2020年度分からとする。)

納入期限は、当年度9月末日までとする。

期日までに会費納入が確認できない場合は、会員資格停止となる場合がある。

#### 第7条 (退会)

会員は手続きを経て退会することができる。

### 第3章 役員及び役員会

#### 第8条 (役員)

本会は次の役員をおく。

代表 1 名 副代表 2 名 渉外 若干名 事務局 若干名

広報・書記 若干名 例会・研修 若干名 会計 2 名 会計監査 2 名

#### 第9条 (役員を選出)

1 役員は、総会において、正会員の派遣した担当職員の中から互選によって選出する。

2 役員が任期途中で何らかの事情により辞任した場合、新しい役員は例会において、正会員の派遣した担当職員の中から互選によって選出する。ただし、代表が辞任した場合は、副代表が任期中代行する。

#### 第10条 (役員の仕事)

1 代表は、本会の活動を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は代表を代行する。

3 広報・書記は、活動の記録、ニュースレターの制作等を行う。

4 例会・研修担当は、例会及び研修会の企画・運営を行う。

5 渉外担当は、都精民協、東社協等の活動、東京都や都議会との協議などについての調整を担当する。

6 事務局は、本会運営に関する事務及び連絡調整を担当する。

7 会計は、会費徴収、経費支出の管理を行う。

8 会計監査は、会計の処理状況を監査する。

#### 第11条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

#### 第12条 (役員会)

1 役員会は、会の全般的な運営執行と定例会議及び会の事業遂行のための準備等を行う。

2 役員会は原則として公開制とし、会員・オブザーバーも参加することができる。

3 役員会は年6回程度の開催とし、必要に応じて臨時役員会を開催する。

#### 第13条 (顧問)

会員の承認により顧問をおくことができる。

### 第4章 総会

#### 第14条（総会）

- 1 総会は会の最高決定機関であり、年1回開催する。総会は、正会員の1/2（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、出席者の2/3以上の賛成により議決する。
- 2 会員は総会に参加し、発言・提案できる。議決は1正会員1票とする。
- 3 総会での議事内容は次の事項とする。
  - 1) 会の活動計画・活動報告
  - 2) 会の予算・決算
  - 3) 役員を選出
  - 4) その他、規約の改正など重要事項
- 4 必要に応じて臨時総会を開催することができる。
  - 1) 正会員の1/3以上から総会の開催について申し出がある場合
  - 2) 役員会が特に必要を認めた場合

### 第5章 会計

#### 第15条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

#### 第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則 この規約は1990年4月1日から実施する。

改正 1992年8月1日、1994年4月1日、1996年11月26日、2001年5月16日  
2014年5月20日、2018年5月15日、2019年5月21日